

富士見市放射線量測定機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する放射線量測定機器（以下「測定機器」という。）を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者等)

第2条 測定機器の貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 前2号に規定するもののほか、市内に固定資産を有し、若しくは賃借している個人及び法人その他の団体

(貸出期間)

第3条 測定機器の貸出期間は、毎日（12月28日から翌年1月3日までを除く。）の午前9時又は午後1時から3時間とする。ただし、貸出希望日が土曜日、日曜日及び祝祭日に当たるときは、貸出希望日の午前9時30分から午後4時までとする。

2 市長は、特別な事情があると認めるときは、貸出期間を変更することができる。

(貸出台数)

第4条 測定機器の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第5条 測定機器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 測定機器の貸出しを受けようとする者は、富士見市放射線量測定機器貸出申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他申請者本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

3 第2条第2号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合

は、前項に規定するもののほか、市内に事務所を有することが確認できる書類を提示しなければならない。

4 第2条第3号の規定による個人及び法人その他の団体として申請する場合は、第2項に規定するもののほか、固定資産を有し、若しくは賃借していることが確認できる書類を提示しなければならない。

(貸出許可等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときには、その内容を審査し、適当と認めたときには、当該申請者に測定機器を貸し出すものとする。

2 営利を目的とする場合には、測定機器の貸出しを行わないものとする。

(借受者の責務)

第8条 測定機器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、当該測定機器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

2 借受者は、借り受けた測定機器を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(測定器の返納)

第9条 借受者は、測定機器の使用を終了したときは、速やかに当該測定機器を返納し、市長の検査を受けなければならない。

(データの提供)

第10条 市長は、借受者に対し、測定値等のデータの提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月2日から施行する。